

本市の対応について

県のまん延防止等重点措置の実施期間の延長を受け、本市は、令和4年2月14日（月）から令和4年3月6日（日）まで、現在の対応を継続する。

（参考 令和4年2月13日までの本市の対応）

利用時間 通常の開館（開催）時間とする

利用制限

- 人数・収容率の制限については別紙のとおり
 - ・ 「参加人数が5,000人超」かつ「大声なし」のイベントについて
感染防止安全計画を作成し、県に確認を受けること

 - ・ 感染防止安全計画を作成しないイベントについて
計画を策定しないイベントについては、県が定める「チェックリスト」様式に
感染防止対策を記載し、ホームページ等で公表すること

- 酒類の提供はしないこと
ただし、県の「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を受けている
店舗に対しては、飲食店に対する県の措置に準ずる